

# 令和 5 年度国民健康保険事業費納付金等の 算定方法について（参考）

令和 4 年 11 月 24 日（木）

令和 4 年度 第 1 回 沖縄県国民健康保険運営協議会

# 国保財政の仕組み

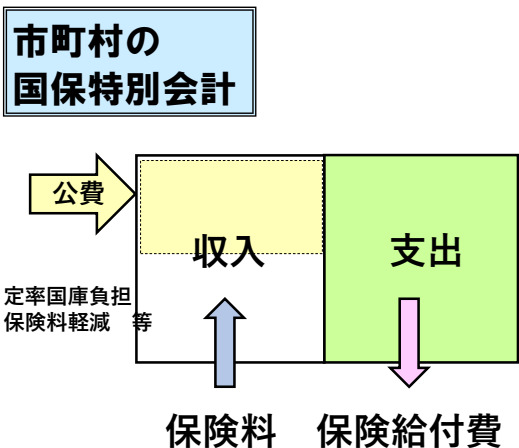
- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

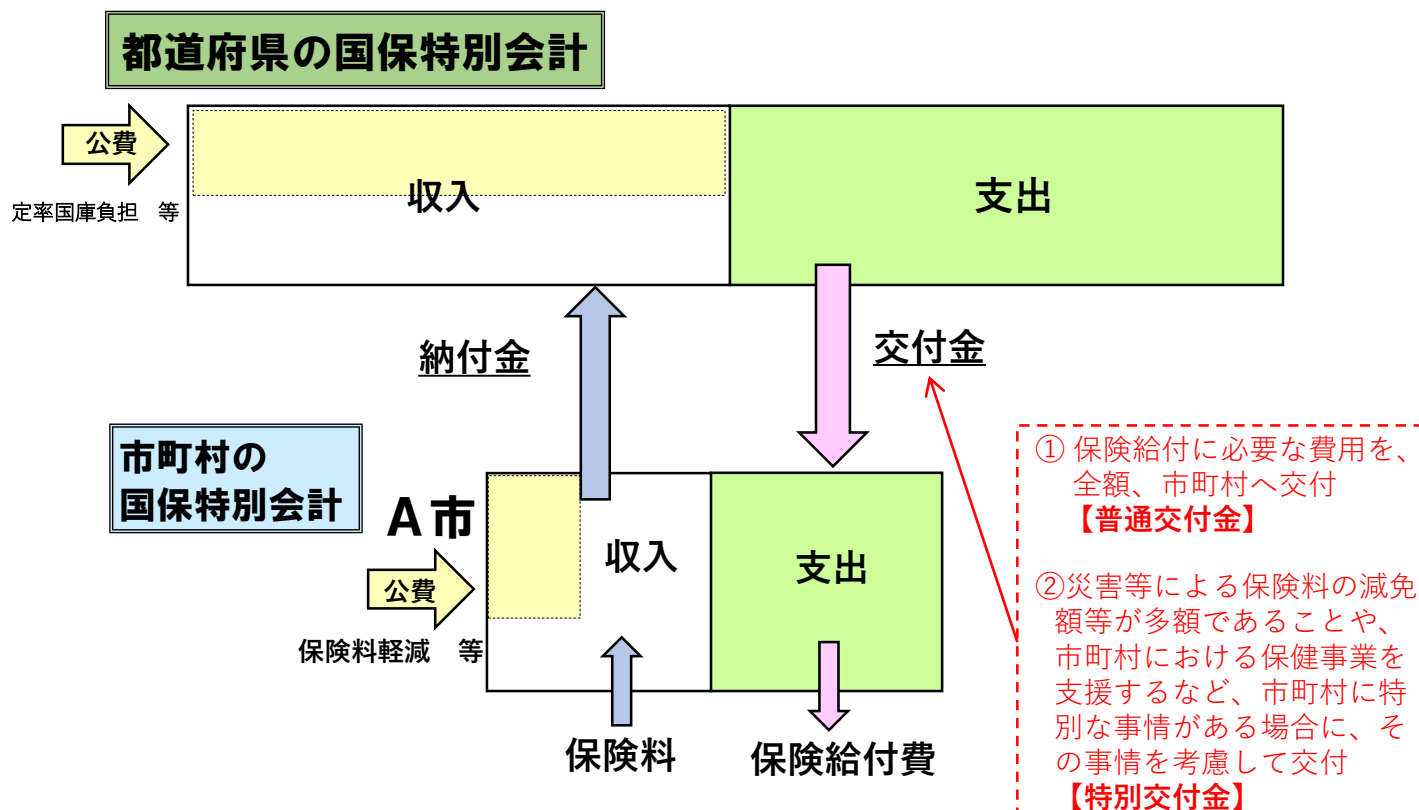
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

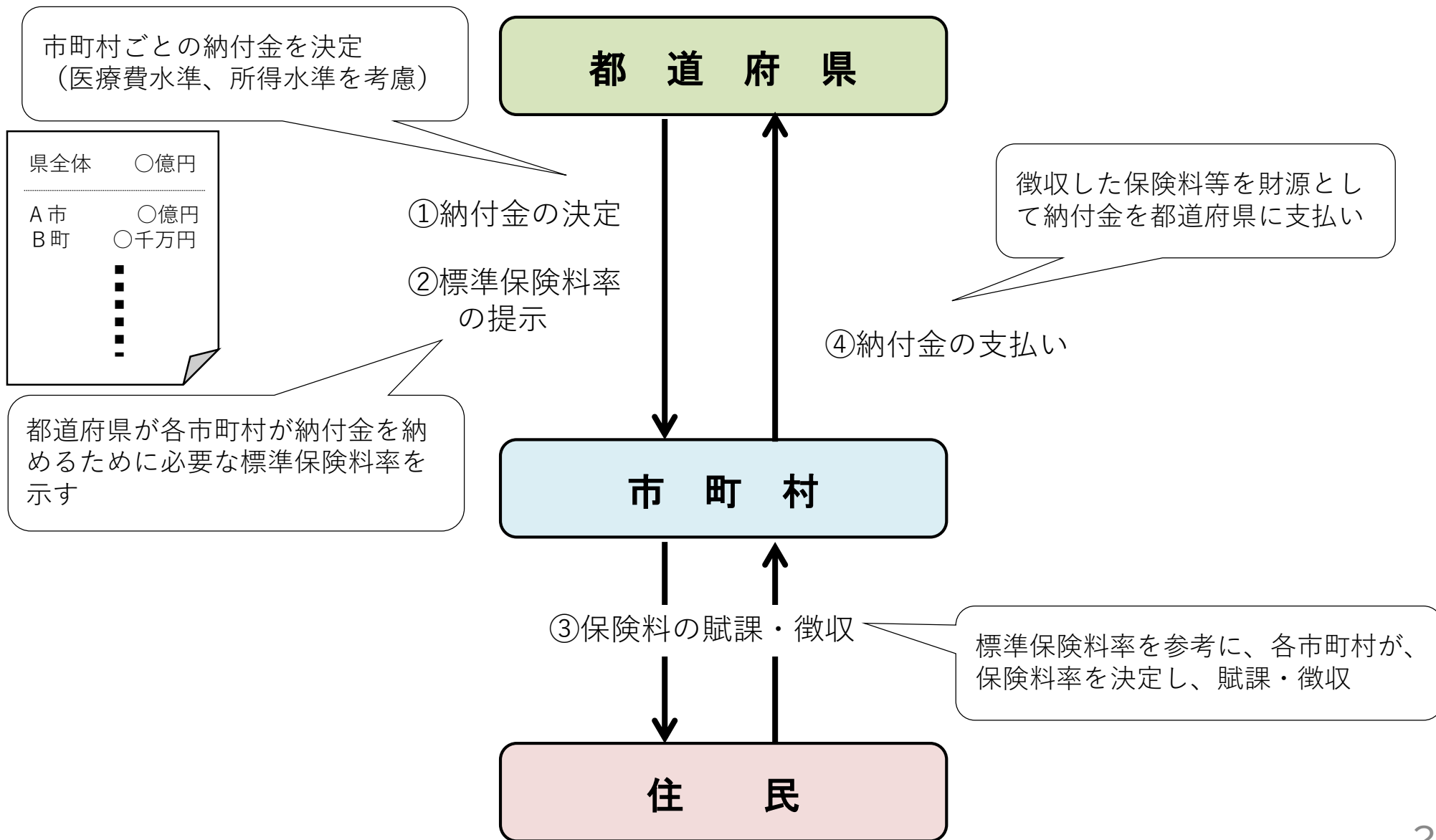
H29まで



H30から



# 国保保険料の賦課、徴収の仕組み



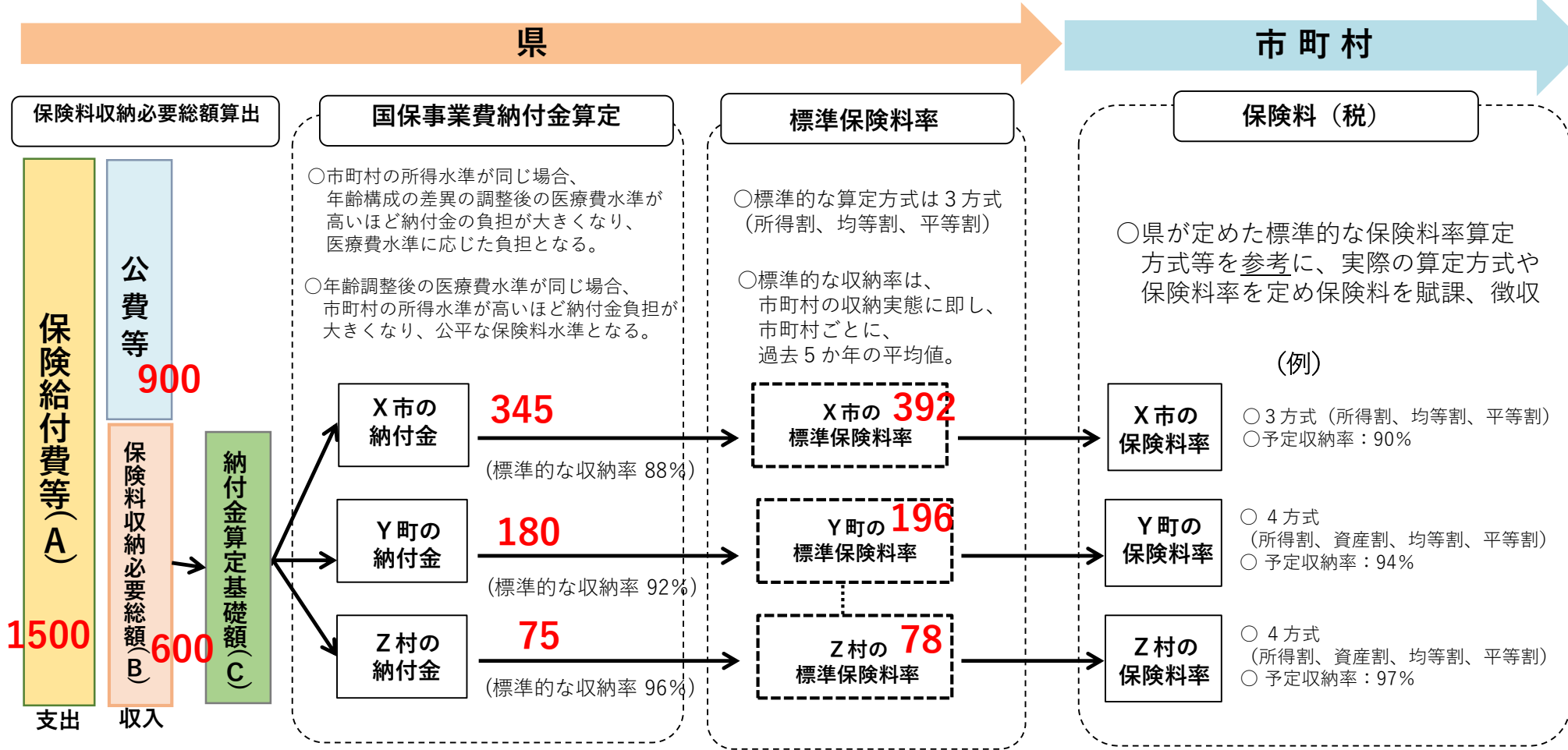
# 国保事業費納付金、標準保険料率の算定方法について

○県は、財政運営の責任主体として

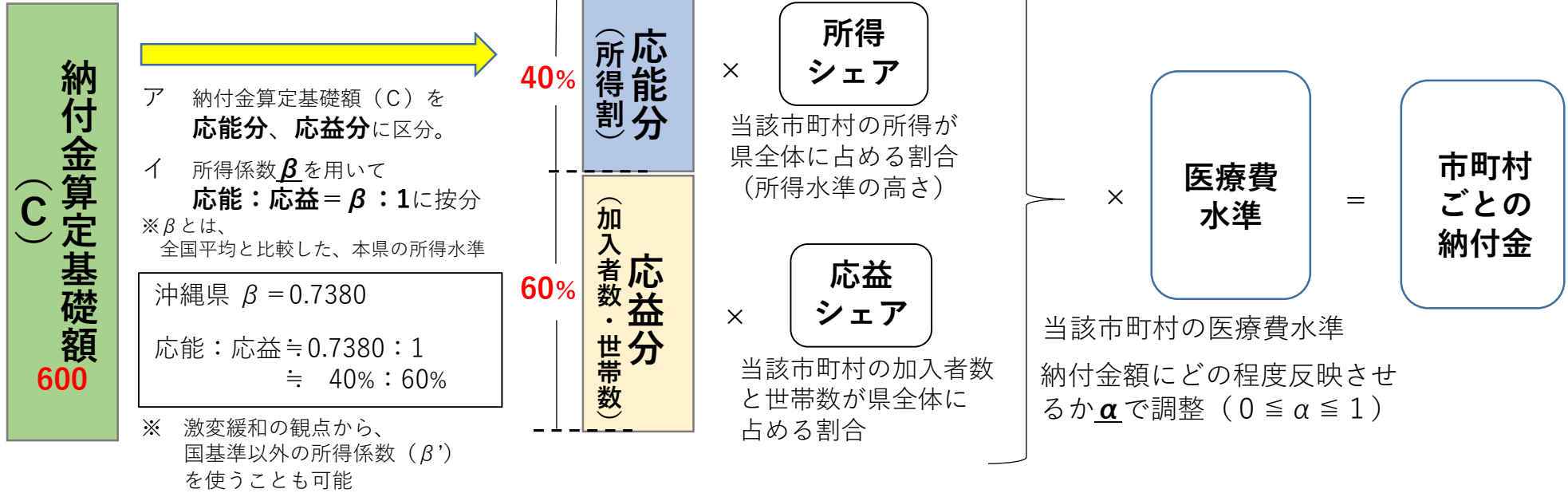
①医療費推計から**保険給付費等(A)**の見込みから、公費等（前期高齢者交付金や定率国庫負担など）を差し引き、**保険料収納必要総額(B)**、県が全体で集めるべき納付金の総額、**納付金算定基礎額(C)**を算出する。

②**納付金算定基礎額(C)**から、年齢調整後の医療費水準（ $\alpha$ ）及び所得水準（ $\beta$ ）に考慮して**各市町村ごとの納付金基礎額(c)**を算出し、高額医療費負担金や激変緩和分等の公費について各市町村ごとに調整を行い、**各市町村の納付金（一般分）(d)**を算定する。

○市町村は、県が示した標準保険料率を参考に、実際の保険料算定方式や保険料率等を定め、保険料を賦課・徴収



# 納付金の配分イメージ



【例】  $\beta =$  沖縄県、 $\alpha = 1$  と設定

① 応能分と応益分に按分する。

600	<b>応能分</b> 240
	<b>応益分</b> 360

② 応能分を所得シェア、  
応益分を応益シェアで按分

X市 60% 144	Y町 30% 72	Z村 10% 24
X市 50% 180	Y町 30% 108	Z村 20% 72

③ 医療費水準を反映し、市町村  
ごと納付金が決定。

X市 医療費 平均以上 150	Y町 医療費 平均 72	Z村 医療費 平均以下 18
X市 医療費 平均以上 195	Y町 医療費 平均 108	Z村 医療費 平均以下 57

計 (600) = 345 + 180 + 75

# 令和5年度算定における激変緩和措置について

激変緩和措置については、令和5年度一人当たり保険料（算定結果）と平成28年度本来集めるべき一人当たり保険料額（決算ベース）を比較し、一定割合を超える分について、保険料の上昇抑制を図るものである。  
基本的に、一定割合 = 自然増分 +  $\delta$ （ $\delta$ は自然増を超える部分の3/4）により設定する。

## R04算定の激変緩和実績

● 一定割合 = 自然増 +  $\delta$ （ $\delta$ は自然増を超える部分の2/4）

H28年度から自然増分以上の増加分が激変緩和対象

● 対象市町村：5町村  
北谷町、北中城村、座間味村、渡名喜村、北大東村

● 激変緩和所要額 約5,100万円  
（財源：国の暫定措置分）

## 公費のあり方

【激変緩和財源について（全国）】

● R4年度国費 140億円  
（内訳）暫定措置 100億円  
+ 追加激変緩和 40億円



● R5年度国費 70億円  
（内訳）暫定措置 50億円  
+ 追加激変緩和 20億円

## R05算定の激変緩和

● 一定割合 = 自然増 +  $\delta$ （ $\delta$ は自然増を超える部分の3/4）

H28年度から自然増分以上の増加分が激変緩和対象

（自然増は過年度の保険給付費等の伸び率から単年で3.23%を想定。H28年度からの比較では、7年分の伸び24.92%を見込む）

【理由】

令和5年度は、国保改革制度施行から6年目となり、昨年度から引き続き、一定割合 = 自然増 +  $\delta$ （ $\delta$ は自然増を超える部分の3/4）とする。  
※国費に残額が生じる場合は、前年度同様に県全体の納付金を引き下げる。

# 激変緩和イメージ

## 自然増を超える部分の 1/4を激変緩和

